

平成 26 年度 予算 の 説明

第 1 総 説

1 予算編成の前提となる経済情勢及び財政事情

(1) 経 済 情 勢

25年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組の政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっている。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復の動きが確かなものとなるが見込まれる。こうした中で、消費者物価（総合）は、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等により5年ぶりに0.7%程度の上昇に転じると見込まれる。この結果、25年度の国内総生産の実質成長率は2.6%程度、名目成長率は2.5%程度と見込まれる。

26年度の我が国経済は、消費税率上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要であるが、「好循環実現のための経済対策」（25年12月5日閣議決定）など、既定の諸施策の推進等により、年度を通してみれば前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられる。物価については、前年度より上昇率が高まり、消費者物価は3.2%程度、GDPデフレーター上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き続き改善を伴いながらデフレ脱却に向けて着実な進展が見込まれる。この結果、26年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度、名目成長率は3.3%程度と見込まれる。なお、先行きのリスクとしては、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等に留意する必要がある。

(2) 財 政 事 情

我が国財政は、25年度予算では公債依存度が46.3%にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が25年度末においてGDP比202%程度となる見込みであり、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にある。こうした厳しい財政事情の下、政府としては「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」（25年8月8日閣議了解。以下「中期財政計画」という。）を策定し、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、27（2015）年度までに22（2010）年度に比べ赤字の対GDP比を半減、32（2020）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す

との目標の達成に向けて取り組むこととしている。

2 26年度予算編成の基本的考え方

26年度予算編成に当たっては、「平成26年度予算編成の基本方針」（25年12月12日閣議決定）に基づき、次のような基本的考え方に立って編成することとした。

26年度予算編成に当たっては、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

このため、「新しい日本のための優先課題推進枠」で要望された施策を始めとしてその内容を精査し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視しつつ、真に必要な施策に予算を重点化する。

その際、「中期財政計画」に基づきながら、国の一般会計の基礎的財政収支について、26年度予算において少なくとも△19兆円程度とすることを目指し、一般会計の当初予算において4兆円を上回る収支改善を図る。また、新規国債発行額についても、25年度を下回るよう最大限努力する。

3 26年度一般会計予算の規模等

(1) 一般会計予算の規模

26年度一般会計予算の規模は、958,823億円であって、25年度当初予算額に対して32,708億円（3.5%）の増加となっている。

なお、基礎的財政収支対象経費の規模は、726,121億円であって、25年度当初予算額に対して22,421億円（3.2%）の増加となっている。

(2) 一般会計予算と国内総生産

(イ) 一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

	一般会計(A) (億円)	うち基礎的財政 収支対象経費(B) (億円)	国内総生産(C) (名目・兆円程度)	(A)／(C) (%程度)	(B)／(C) (%程度)
25 年 度	926,115	703,700	484.2	19.1	14.5
26 年 度	958,823	726,121	500.4	19.2	14.5
26年度の対前年度伸率	3.5%	3.2%	3.3%程度	—	—

(注) 1 25年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。
2 25年度及び26年度の(C)欄は、26年度政府経済見通しによる。(25年度は実績見込み、26年度は見通し)

(ロ) なお、26年度の政府支出の額は、126.7兆円程度であり、25年度実績見込みに対して、2.6%程度の増加となる見込みである。

(3) 一般会計歳入予算

(イ) 租税及印紙収入は、現行法による場合、25年度当初予算額に対して74,900億円増の505,860億円になると見込まれるが、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(25年10月1日閣議決定)での決定事項及びこれに追加して決定する事項等の税制改正を行うこととしている結果、25年度当初予算額に対して69,050億円(16.0%)増の500,010億円になると見込まれる。

また、その他収入は、25年度当初予算額に対して5,778億円(14.3%)増の46,313億円になると見込まれる。

(ロ) 26年度における公債金は25年度当初予算額を16,010億円下回る412,500億円である。

公債金のうち60,020億円については、「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債によることとし、352,480億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101)第2条第1項の規定により発行する公債によることとしている。この結果、26年度予算の公債依存度は43.0%(25年度当初予算46.3%)となっている。

(単位 億円)

1 租税及印紙収入	
(1) 現行法を26年度に適用する場合の租税及印紙収入	505,860
(2) 税制改正による増△減収見込額	△5,850
イ 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項	△5,410
ロ イに追加して決定する事項	
a 個人所得課税	△20
b 法人課税	△280
c 消費課税	△130
(内国税計)	△5,840
ハ 関税	△10
(3) 26年度予算額(1)+(2)	500,010
2 その他収入	46,313
3 公債金	412,500
合 計	958,823

4 分野別の概要

(1) 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興については、26年度においても、引き続き津波・地震災害や原子力災害からの復旧・復興に直結する取組を加速することとしている。このため、まちづくりなどの復興の加速化、早期帰還支援など福島復興の加速などのための経費36,464億円を東日本大震災復興特別会計に計上している。

(2) 税制改正

26年度税制改正においては、デフレ不況からの脱却・経済再生に向けた税制上の措置、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援のための税制上の措置等、所要の措置を講ずる。

具体的には、生産性向上設備投資促進税制の創設、中小企業投資促進税制の拡充、研究開発税制の拡充、所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の一年前倒し廃止、交際費課税の緩和、給与所得控除の見直し、地方法人課税の偏在是正のための取組、車体課税の見直し等を行うこととしている。

(3) 社会保障

社会保障関係費については、高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保する。その際、消費税増収分を活用した社会保障の充実・安定化を図ることとしている。具体的には、国分の消費税収の用途が高齢者三経費(基礎年金、老人医療、介護)から社会保障四経費(年金、医療、介護、少子化対策)に拡大されることにあわせ、「待機児童解消加速化プラン」による保育の受け皿の拡大や病床機能の分化・連携等のための新たな財政支援制度の創設、難病の対象疾患の拡充などを実施することとしている。あわせて、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げを恒久化するとともに、消費税率引上げに伴って生じる社会保障四経費の増加について、医療機関、介護事業者等への課税仕入れにかかるコスト増への対応を適切に行うこととしている。

これらの結果、26年度の社会保障関係費は、25年度当初予算額に対して13,951億円(4.8%)増の305,175億円を計上している。

まず、年金については、消費税増収分を活用し、基礎年金

の国庫負担割合2分の1への引上げを恒久化することとあわせ、遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大を行うこととしている。

医療については、消費税増収分を活用し、診療報酬と適切に組み合わせつつ、病床機能の分化・連携や在宅医療の推進、医療従事者の確保・養成を図るため、新たな財政支援制度を創設することとしている。また、高額療養費制度に関して、低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担を求める観点から、27年1月から自己負担限度額を見直すこととしている。更に、難病・小児慢性特定疾患への対応について、27年1月から新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立し、対象疾患の拡大等を図ることとしている。

介護については、消費税増収分を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域支援事業による認知症施策の充実及び生活支援サービスの基盤整備を推進することとしている。

少子化対策については、消費税増収分を活用し、「待機児童解消加速化プラン」を推進するため保育所運営費負担金を増額するほか、保育緊急確保事業や社会的養護の充実、育児休業給付における給付率の引上げを実施することとしている。

生活保護については、生活扶助基準の適正化（25年8月から27年度にかけて段階的に実施）を含む基準の改定などを実施することとしている。

障害保健福祉施策については、障害者の地域移行・地域生活支援を推進するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を着実に実施することとしている。

雇用政策については、失業なき労働移動を進めるための労働移動支援助成金の拡充や最低賃金の引上げのための支援を行うとともに、学び直しの支援強化などにより、女性・若者等の活躍を推進することとしている。

(4) 文教及び科学技術

文教及び科学技術の振興については、基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、省庁間の連携強化のための取組や、国際競争力強化のための研究開発等に重点化を図ることとしている。

その結果、文教及び科学振興費については、54,421億円（25年度当初予算比734億円、1.4%増）を計上しており、うち、科学技術振興費は、13,372億円（25年度当初予算比365億円、2.8%増）となっている。このうち文教予算に関して、義務教育費国庫負担金については、少子化による児童生徒数の減少等を踏まえ、713人の既存定数の合理化縮減を図る一方で、いじめ問題等の個別課題への対応のため703人の定数増を行うこととしている。併せて、少子化に伴う教職員定数の自然減に相当する3,800人を減じることとしている。

また、学校・家庭・地域の連携に資する施策については、「開かれた学校」を目指して、地域のボランティア等の人材を学校運営に活用することとしている。

高等教育施策については、国立大学において各大学の強み・特色を活かした機能強化を行う大学等に対して重点的に支援を行うことにより、大学改革に資する取組等を一層推進するとともに、国公私立を通じて教育に関する優れた取組を行う大学等に対して重点的に支援を行うこととしており、また、私立学校に対して積極的に教育改革を推進する大学を重点的に支援するなど、私学振興に必要な経費を計上している。

さらに、奨学金関連の施策については、低所得世帯の学生等に対して無利子奨学金を重点的に配分できるよう家計基準の厳格化など制度・運用の改善を図るとともに、無利子貸与人員について、新規増分の0.8万人を含めて、25万人拡大することとしている。

科学技術振興費については、省庁間の連携を強化するための取組や、再生医療・創薬等のライフサイエンス分野等の最先端の研究開発の支援、国際競争力を強化するためのプロジェクトの着手といった施策に重点的に配分することとしている。

(5) 社会資本の整備

公共事業関係費については、東日本大震災からの復興加速を図るため、復興のための施策を着実に推進するほか、引き続き、投資の重点化・効率化を図りつつ、国民の命と暮らしを守るインフラ老朽化対策や南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策などの課題に対応するため、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととしている。

具体的には、本格的なメンテナンス時代に向けた社会資本の長寿命化・老朽化対策を加速するとともに、大規模災害に備えた事前防災・減災対策を強化することとしている。また、経済再生に向け、円滑な物流の実現を通じた競争力強化を図るため、物流ネットワークを重点的に整備することとしている。

なお、社会資本整備事業特別会計の廃止・一般会計への統合に伴う影響額は6,167億円となっている。

これらの結果、26年度の公共事業関係費は、25年度当初予算額に対して6,832億円（12.9%）増の59,685億円を計上している。

このほか、東日本大震災からの復興への取組については、復興進度に応じた災害復旧等事業費の追加や、被災地の復興に向けたまちづくりの支援等を実施するとともに、全国的な防災・減災対策を実施することとしており、26年度においては、東日本大震災復興特別会計に公共事業関係費9,080億円（社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額569億円を含む。）を計上している。

(6) 経済協力

一般会計ODA予算については、ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとし、5,502億円（25年度当初予算比71億円、1.3%減）を計上している。

予算編成の基本方針で示された「グローバル化を活かした成長」を実現する観点等から、アジアをはじめ世界の経済成長を取り込むための日本企業の国際展開支援、第5回アフリカ開発会議（TICADV）を踏まえたアフリカ支援、国際保健外交戦略等に必要経費として、無償資金協力については、1,667億円を計上し、独立行政法人国際協力機構運営費交付金（JICA技術協力）については、1,503億円を計上している。

（注）経済協力費の一部、例えば国際連合分担金は、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の規定により、分担金の一定割合部分のみがODAと定義されているため、経済協力費の全額がODA予算となるわけではない。一方、経済協力費以外の主要経費のうち、上記の規定によりODAと定義される部分があり、一般会計ODA予算は、これを加えたものとなっている。

(7) 防衛力の整備

防衛関係費については、25年12月17日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（以下「新防衛大綱」という。）及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」（以下「新中期防」という。）等を踏まえ、警戒監視能力の強化、島嶼部攻撃への対応の強化等を図る観点から、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底しつつ、25年度当初予算額に対して1,310億円（28%）増の48,848億円を計上している。なお、給与減額支給措置の終了に伴う人件費の増加等の要因があり、実質的には25年度当初予算額に対して0.8%の増となっている。

また、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告に盛り込まれた措置を実施するために必要な経費（以下「SACO関係経費」という。）は120億円、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（18年5月30日閣議決定）及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（22年5月28日閣議決定）に基づく再編関連措置のうち地元の負担軽減に資する措置を実施するために必要な経費（以下「米軍再編関係経費（地元負担軽減に資する措置）」という。）は890億円であり、これらを除いた防衛関係費は、47,838億円（25年度当初予算比1,035億円、2.2%増）となる。

(8) 中小企業対策

中小企業対策費については、ものづくり技術の研究開発等への支援を充実させるほか、中小企業の資金繰り対策や消費税軽減対策等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図り、25年度当初予算額に対して42億円（2.3%）増の1,853億円を計上している。

具体的には、ものづくり技術の研究開発等への支援については、ものづくり中小企業が行う大学等と連携した研究開発から販路開拓までの取組の補助等を実施することとしている。

中小企業の資金繰り対策については、公的信用補完の基盤強化に必要な株式会社日本政策金融公庫に対する出資金及び

資金供給業務円滑化に必要な同公庫に対する補給金等を確保するとともに、信用保証に係る全国信用保証協会連合会への補助金等を計上している。

消費税軽減対策については、消費税軽減状況の監視等を行う軽減対策調査官を引き続き配置するほか、中小企業に対する一斉調査を実施することとしている。

(9) エネルギー対策

エネルギー対策については、26年4月からの「地球温暖化対策のための税」の税率引上げ分を活用して、再生可能エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策等に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

具体的には、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する技術の開発・導入、天然ガス等の資源の探鉱・開発、石油備蓄の維持、石油の生産・流通合理化等の燃料安定供給対策及び原子力防災体制の整備等を推進することとしている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（25年12月20日閣議決定）を踏まえ、原子力損害賠償支援機構に交付する交付国債の発行限度額の引上げを行うとともに、中間貯蔵施設費用相当分について同機構へ資金交付を行うこととしている。さらに、交付国債の発行限度額の引上げにあわせて、交付国債償還額の元本分回収が終わるまでの金利負担への備えとして原子力損害賠償支援資金への積み増しを行うこととしている。

これらの施策を実施するため、一般会計のエネルギー対策費として、25年度当初予算額に対して1,146億円（13.5%）増の9,642億円を計上している。

(10) 農林水産業

農林水産関係予算については、農林水産業の競争力強化を推進する観点から、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を着実に実施するため、経営所得安定対策を見直すとともに、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約の加速化、6次産業化や輸出拡大の推進等を図ることとしている。

具体的には、経営所得安定対策については、米の直接支払交付金を半減するなどの見直しを行うとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図り、農地集積を後押しするため、多面的機能支払を創設することとしている。

また、担い手への農地集積・集約を加速化するため、農地中間管理機構の事業運営等を支援するとともに、担い手の確保を図るため、新規就農者等に対して就農前の研修期間及び就農後の所得を確保する給付金の給付及び法人が新規就農者に対して実施する実践研修等に対する支援を行うこととしている。

他方、農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う6次産業化ネットワーク活動の推進、新商品開発・販路開拓等の支援、医福食農連携の

推進等により、農林水産物・食品の高付加価値化を図るとともに、国内外における需要の拡大に向けて、日本食・食文化の魅力の発信、農林水産物・食品の輸出拡大の推進等を図ることとしている。

農林水産業の基盤整備については、農地集積の加速化のための農地の大区画化や、国土強靱化の観点から老朽化施設の長寿命化・耐震化対策等を推進することとしている。

林野関係では、森林・林業の再生に向け、森林施業の集約化、森林吸収量の確保に向けた間伐や路網整備の促進、山腹崩壊地等の復旧整備を実施するとともに、現場技能者等の人材の育成、里山林の保全管理の取組等を支援することとしている。

水産関係では、大規模自然災害に備えた漁港施設の防災・減災対策としての防波堤の機能強化等の実施や、流通拠点漁港における、安全・安心な水産物の安定供給を図るための高度衛生管理型施設の整備を推進するとともに、適切な資源管理と漁業経営の安定の確立のため、資源管理に取り組む漁業者に対する資源管理・漁業経営安定対策等を実施することとしている。

(11) 治安対策

26年度の治安対策については、安全・安心で持続可能な経済社会の基盤を確保するための施策として、サイバー空間の脅威への対処、客観証拠重視の捜査のための基盤整備、組織犯罪対策、テロ対策、警察基盤の充実強化を図るとともに、大規模災害対策の推進に重点化を行うこととしている。

サイバー空間の脅威への対処については、22億円を計上し、ネットバンキングにおける不正アクセスや不正送金事案等のサイバー犯罪に的確に対応するための捜査資機材や情報技術解析資機材を整備するほか、捜査員や解析担当職員の見守り力・技術力の向上を図るための教養等を行うこととしている。また、犯罪の高度化・複雑化、裁判員制度の導入等により犯罪の立証における客観証拠の重要性が高まっていることから、DNA型鑑定の一層の推進や、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平24法34）に基づく解剖等を行うこととしている。そのほか、総合的な暴力団対策を推進するため、暴力団犯罪の捜査力や保護対策の強化に必要な資機材の整備等を行うこととしている。また、テロの未然防止等に向けた取組としては、原子力関連施設等の警戒警備体制の強化に必要な資機材の整備等を行うこととしている。警察基盤の充実強化については、警察用車両・航空機及び装備資機材の整備として101億円、警察署・警察学校等の警察施設の整備として140億円を計上している。大規模災害対策としては、危機管理体制の強化に向けて、災害警備活動の拠点となる警察本部、警察署の耐震改修等を行うこととしている。

再犯防止のための処遇の強化に必要な経費としては、219億円を計上している。具体的には、社会内処遇については、薬物依存のある刑務所出所者等を重点的に受け入れて処遇する更生保護施設の拡充、刑務所出所者等の住居の確保及び就

労の支援の拡大、更生保護サポートセンターの増設等による保護司活動の基盤の強化等を行うこととしている。また、施設内処遇については、薬物事犯受刑者、少年、高齢者、女子受刑者等の対象者の特性に応じた矯正処遇を充実させるとともに、雇用ニーズに応じた職業訓練を強化することとしている。さらに、民間のノウハウを活用して矯正教育・職業訓練等を充実させるため、PFI手法を用いた刑事施設等における矯正業務の民間開放を引き続き推進することとしている。

このほか、尖閣諸島周辺海域における領海警備体制を強化するための大型巡視船による専従体制の確立に向け、大型巡視船の整備を着実に進めるとともに、海上保安官の定員を増員するなど、我が国の領土・領海を堅守するため、海上保安庁予算として1,834億円を計上している。

(12) 地方財政

26年度の地方財政については、「中期財政計画」を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源は、社会保障の充実分等を増額し、25年度と実質同水準を確保することとしている。

その際、25年度の地方交付税交付金の加算のうち別枠加算9,900億円については、地方の税収の状況を踏まえて、加算額を6,100億円に縮減することとしている。また、歳出面では、25年度の歳出特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」14,950億円を11,950億円に縮減するなど歳出の抑制を図りつつ、地域の元気創造事業費3,500億円、緊急防災・減災事業費5,000億円を計上することとしている。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別控除による減収額を補填することとして1,192億円を計上している。

以上の結果、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、25年度当初予算額に対して2,439億円（15%）減の160,232億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、25年度当初予算額に対して2,502億円（15%）減の161,424億円となっている。

また、同特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金は、25年度当初予算額に対して1,769億円（10%）減の168,855億円となっている。

(13) 公務員人件費

公務員人件費については、行政改革、公務員制度改革に着実に取り組み、公務員が使命感や誇りを持って職務に取り組める環境を作りつつ、その抑制に努めることとしている。

国については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平24法2）に基づく給与減額支給措置を実施しているが、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（25年11月15日閣議決定）において、同法の規定のとおり26年3月31日をもって終了することとしている。行政機関の定員については、現行の合理化計画の目標数を大幅に上回る合理化を達成するとともに、重要課題には適切に対応しつつ増員を

抑制し、1,203人の純減を確保することとしている。また、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平24法96）に基づき退職手当を14.9%引き下げること等を着実に実施することとしている。その結果、26年度予算における国家公務員の人員費は、一般会計及び特別会計の純計で、50,996億円（25年度当初予算比2,767億円、5.7%増）となっている。なお、国家公務員の給与については、給与体系の抜本改革に取り組むこととしている。

地方については、定員純減、退職手当の引下げ等により、26年度においても引き続き給与関係経費の抑制を図ることとしている。

(14) 特別会計

25年度においては、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平24法42）に基づき、国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業債務管理特別会計が新たに設けられた。

26年度においては、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平25法76）に基づき、社会資本整備事業特別会計を廃止し、食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合す

ることとしている。その結果、特別会計の数は15となっている。

なお、特別会計の歳出総額から重複計上分等並びに国債償還、社会保障給付及び地方財政対策等を控除した額は、87,658億円となっており、さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を除いた額は、25年度当初予算額に対して24,550億円（29.8%）減の57,832億円となっている。

(15) 決算等の反映

決算及び決算検査報告等の予算への反映については、これまで、積極的に取り組んできているところであり、26年度予算においても会計検査院の指摘や決算に関する国会の議決等を踏まえ、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を的確に反映している。

また、25年度予算執行調査については、75件の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、26年度予算に的確に反映している。

さらに、各府省の政策評価に示された達成すべき目標、目標を達成するための手段、どの程度目標が達成されたかに関する事後評価等を精査の上、各事業の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、政策評価の結果を予算編成過程の中で適切に活用している。